

水土里ネットの和

発行：水土里ネット和歌山（和歌山県土連） 和歌山市雑賀屋町 1 番地

会長：二階俊博 TEL：073-432-2567 FAX：073-433-1490



平池都市公園（紀の川市）

主な内容（CONTENTS）

- 中山副会長のご挨拶・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 和歌山県土地改良事業団体連合会 第 1 回監事会及び第 1 回理事会の開催・・ 2
- 宮崎雅夫参議院議員の県内視察・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法について 4
- 土地改良専門技術者協議会によるため池パトロール活動・・・・・・・・・・ 5
- 近畿水土里ネット連合協議会の総会・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 全国土地改良事業功労者表彰の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 近畿水土里ネット連合協議会による提案活動（近畿農政局）・・・・・・・・ 6
- 土地改良法改正に伴う複式簿記化、資産評価の取り組み・・・・・・・・・・ 7
- 水土里ネット和歌山からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

1. 中山副会長のご挨拶



新型コロナウイルスの感染拡大が収まらない中、また、厳しい残暑が続いていますが、会員の皆様方におかれましては、コロナ対策を講じつつ、日頃の施設管理等にご尽力戴いていることと存じます。

さて、今年度は新型コロナウイルスの影響で各種イベントや行事が中止され、身動きのとれない状況が続いているように感じます。本来であれば、6月に東京で全国農業農村整備の集いがあり、これに併せ、関係議員や農林水産省、財務省への要望活動を行うのが常ですが、こういったことも中止となり、来年度予算確保について、地域の意見が反映されないのではないかと危惧するところです。

このような状況の中、県の協力を得て土地改良事業団体連合会として、農業農村整備に関する提案書を関係省庁に送付したところです。

一方、議員立法による「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が6月12日、参議院本会議で全会一致のもと可決、成立したところです。今年度中に県において防災工事等推進計画を策定される予定であると聞いております。農業用ため池の管理が適正に行われ、早期に防災対策がなされることを期待しています。

また、老朽化した土地改良施設の長寿命化対策や、果樹産地における畑地かんがい、単軌道整備、水田の生産性の向上や汎用化を進めるためのほ場整備等、まだまだ取り組むべき課題は沢山あります。

国、県とともに、このような課題に積極的に取り組む必要があると考えておりますので、会員の皆様方のより一層のご支援を賜りますよう御願いし、挨拶とさせていただきます。

2. 和歌山県土地改良事業団体連合会第1回監事会及び第1回理事会の開催について

7月22日（水）に、西岡代表監事、横地監事、平野監事の3名の監事が全員出席し、第1回監事会が開催されました。今回は、令和元年度事業報告について、令和元年度会計収支決算について、令和2年度の予算の執行状況について、また、令和2年度の補正予算についてが議事として提案され、すべて承認戴きました。

令和元年度の決算は、複式簿記への移行期であり、前年度比較がうまく出来ない箇所がありましたが、着実に複式簿記対応となっています。

なお、令和元年度の受託事業が前年の2倍近くあったおかげで令和2年度への繰越額が十分確保され、業務運営の安定化につながりました。

また、7月28日（火）、10時30分からルミエール華月殿において、13名の理事出席のもと、第1回理事会が開催されました。議案は、令和元年度の収支決算について、令和2年度の予算執行状況、補正予算について並びに、本会の規程の変更及び新設が議題として提案され、全て承認されました。

3. 宮崎雅夫参議院議員の県内視察

令和2年8月11日、宮崎参議院議員が来県し、二階事務所の二階俊樹秘書の案内で、有田以南の土地改良区や農業団体などを対象に、現地視察並びに意見交換が行われました。

最初に、有田巨峰村の森組合長ほか役員の皆さまと、新型コロナウイルスの影響や今年のブドウの出来具合などを意見交換しました。

その後、日高川土地改良区に移動し、2F会議室にて日高川土地改良区のみならず、近隣の川辺町周辺土地改良区、名田周辺土地改良区の役職員の皆さまにも集まって戴き、地元の土地改良区が抱える課題などの意見交換を行いました。



続いて、日高振興局で行われていた日高郡町村会の場を借りて、郡内の町長の皆さまに挨拶し、この6月に新たに御坊市長となられた三浦市長を表敬訪問しました。

御坊市周辺の土地改良施設の現場を視察した後、15時に御坊市祓井戸の二階俊太郎記念碑前にて、和歌山に戻られた二階会長と合流し、地元農家の歓迎を受けた後、記念撮影を行い、その後、南紀用土地改良区に向かいました。

ここでは土地改良区の役職員、真砂田辺市長、小谷みなべ町長も出席戴き、土地改良区からは今後の国営南紀用水2期事業の着手について要望されました。

その後、田辺石神梅林で梅農家の皆さまの歓迎を受け、県営農地開発事業で整備された上芳養・東山地区の梅畑を車窓から見学したのち、地元で獣害対策やジビエに取り組んでいる「ひなたの杜」で岡本代表と意見交換を行いました。代表からは、地域の協力を得た獣害対策のおかげで、イノシシが居なくなったとの報告を受けました。ここで合流した鶴保会長代行からは、このような優良事例を全国に発信したらどうかとの意見を戴きました。

最後に、上芳養のジビエレストラン、キャラバンサライにて、1ターンで戻られた更井シェフによるコース料理や地ビールなどを戴きながら、意見交換を行いました。



二階会長からは、次の世代につなげるよう土地改良、獣害対策に取り組もうとの話がありました。

4. 防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する 特別措置法が成立

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法案 概要

目的

(第1条)

防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及び国の財政上の措置等について定めることにより、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図る。

定義

(第2条)

防災工事 : 農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事
(廃止工事を含む)
劣化状況評価 : 防災工事の必要性についての判断に資するために行う
劣化による農業用ため池の決壊の危険性の評価
地震・豪雨耐性評価 : 防災工事の必要性についての判断に資するために行う
地震又は豪雨による農業用ため池の決壊の危険性の評価

防災工事等

基本指針

(第3条)

農林水産大臣は、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等基本指針を策定。

防災重点農業用ため池の指定

(第4条)

都道府県知事は、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池を指定できる。

推進計画

(第5条)

都道府県知事は、防災重点農業用ため池を指定したときは、基本指針に基づき、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図るため、防災工事等推進計画を策定。

【内容】 ① 防災工事等の推進に関する基本的方針 ② 劣化状況評価の実施に関する事項
③ 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項 ④ 防災工事の実施に関する事項
⑤ 市町村との役割分担及び連携に関する事項 等

都道府県の援助

(第6条)

都道府県は、推進計画に基づく防災工事等の実施者に対し、技術的な指導、助言等の援助に努めるものとする。

土地改良事業団体連合会に対し、必要な協力を求めることができる。
〔ため池サポートセンター〕

財政上の措置

(第7条)

推進計画に基づく事業等の実施に要する費用について国の必要な財政上の措置

地方債についての配慮

(第8条)

推進計画に基づく事業の経費に充てる地方債について特別の配慮

施行期日、法律の失効、検討

(附則)

施行期日：公布日から6月以内の政令で定める日 法律の失効：令和12年度末
検討：施行後5年を目途とした検討

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（以下、「ため池特措法」という。）は、議員立法です。二階幹事長が進藤議員や宮崎議員にため池対策推進のため、制定を働きかけたものです。これにより、今後１０年間でため池対策に係る予算確保の後押しとなります。

県では、この１０ヶ年で実施するため池整備を防災工事等推進計画として取りまとめているところです。ため池対策が必要な市町村におかれましては、この計画策定作業に協力戴きますようお願いいたします。

一方、平成２４年度から「ため池改修整備加速化計画」として、ため池対策やハザードマップの作成支援等に取り組んでいますが、今後は、特措法に基づく防災工事等推進計画として取り組んでいくことになります。

現時点で、６４箇所のため池が整備済み（全面改修３２箇所、部分改修３２箇所）となっており、早期の対策が求められています。

５. 土地改良専門技術者協議会等によるため池パトロール

今年度、当会が和歌山県よりため池パトロール業務を受託しました。これは、個人が所有する特定農業用ため池の実態を把握するために、ため池の管理状況を現地において確認、報告するものです。

業務を効率的に実施するため、一部、土地改良専門技術者協議会に協力を戴いております。当該ため池は、個人が所有している比較的小規模なため池であり、実際、現地で状況確認することで使用実態がつかめるものです。



このうち、下流に民家や公共施設等がある防災重点農業用ため池に該当する池については、今後、対策の検討がなされるものと聞いています。

６. 近畿水土里ネット連合協議会の総会

令和２年６月２２日、奈良県橿原市のホテル「THE KASHIHARA」において近畿水土里ネット連合協議会の総会が開催されました。連合協議会の当番府県は毎年度交代しており、今年度は奈良県土連が担当です。

総会では、奥野会長が主催者挨拶を行い、近畿農政局前田部長、奈良県杉山食と農の振興部長から祝辞を戴きました。

議事は、令和元年度業実施報告及び収支決算について、令和２年度事業計画及び収支予算（案）について、また国への政策提案についての３議案でした。

国への政策提案では、新型コロナウイルス対策で、直接の提案活動が困難な中、どのように取り組むか意見交換がなされ、担当県の奈良県の調整にゆだねることとなりました。

総会終了後、奈良県土連６０周年の記念式典が開催され、来賓として出席しました。

7. 全国土地改良事業功労者表彰について

例年、3月に行われる全国土地改良事業団体連合会の総会の後、シェーンバッハ砂防において、表彰式が開催されていますが、今年は新型コロナウイルスの拡大が懸念されることから、表彰授与式が中止となり各都道府県対応となったところです。

そのため、本会の場合、受賞された広・南広土地改良区の小坂 功理事、紀の川土地改良区連合の田上直美参事のお二人には、本会の役員から伝達式を行うこととしました。

広・南広土地改良区の小坂理事には、8月6日、広川町役場において西岡代表監事から、紀の川土地改良区連合の田上参事には、7月28日の理事会の開催時に中村副会長から伝達を行いました。



8. 近畿水土里ネット連合協議会の提案活動

6月22日の総会で承認された国への政策提案書により、7月15日、ホテルルビノ京都堀川において、水土里ネット奈良の中筋副会長を筆頭に農政局幹部と合同の意見交換を行った後、近畿農政局前田農村振興部長に提案活動を行いました。

水土里ネット和歌山からは、樹園地農業を持続させるための生産基盤対策の充実を提案したところです。

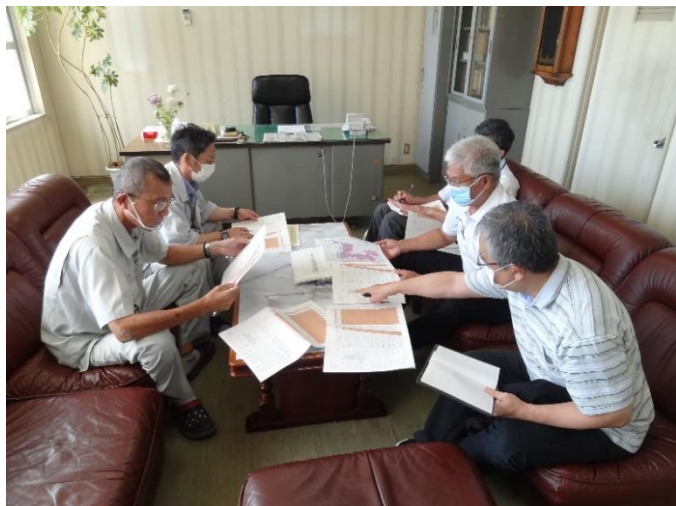
また、本来であれば、農水本省との意見交換や、提案活動を行うのですが、今年度は、郵送で対応したところです。



9. 土地改良法改正に伴う複式簿記化、資産評価の取り組み

改正土地改良法が、平成31年4月1日に施行され、原則として土地改良施設を管理する全ての土地改良区において、令和4年度から決算関係書類として、貸借対照表の作成及び公表が義務付けられました。本会では、昨年度に引き続き、土地改良区における複式簿記会計の円滑な導入に役立てていただくため、継続的に土地改良区に赴き、「巡回指導」を行っているところです。

また、貸借対照表作成に必要な資産台帳を整備するため、土地施設台帳の作成を支援すると共に、資産評価を各土地改良区ごとに実施しています。



土地改良区が所有又は、管理している土地改良施設をもれなく把握し、県、市町村、土地改良区と連携して、情報収集と整理を行い、土地改良施設台帳を取りまとめていきます。

令和元年度には、21の土地改良区の資産評価を実施しました。

引き続き、令和2年度には、21の土地改良区の資産評価を実施する予定です。

〔巡回指導での質疑〕

Q1 複式簿記の導入はいつからですか？

A1 令和4年度から貸借対照表の作成が義務付けられています。

Q2 それまでに何をしておけば、いいですか？

A2 土地改良区会計基準が改正により、少なくとも「会計細則」と「勘定科目」の見直しが必要です。

Q3 令和2年度中にすることはありますか？

A3 令和3年度予算を新たな「勘定科目」で設定できるよう準備することが理想的です。

Q4 令和3年度にすることはありますか？

A4 令和4年度に向けては、令和3年度末の財政状況が必要となりますので、令和3年度は、従来通りの単式で行う際には、併せて複式の試行をするといった、単式・複式併行でもって事務を行うことが理想です。

Q5 複式簿記導入への支援はありますか？

A5 県土連が事業主体となり土地改良区を巡回して、相談指導をしております。また、書類作成についても県土連が業務を請負することも検討中ですので、ご相談ください。

10. 水土里ネット和歌山からのお知らせ

(1) 全国土地改良大会の延期について

今年の全国土地改良大会群馬大会は、新型コロナウイルス蔓延の影響で、来年度に開催延期となりました。来年は、令和3年10月6日に開催される予定です。

なお、令和4年度は沖縄大会と内定されています。

(2) 令和2年度土地改良換地士資格試験案内

① 試験の日程

令和2年11月15日(日) 知識の試験 9:30~12:00

実務の試験 13:30~16:30

② 試験の場所 京都市ほか

③ 出願

受験願書等の交付 令和2年8月17日~9月25日

受験願書等の提出 令和2年8月17日~10月5日 消印有効

受験票の発送 令和2年10月23日までに発送予定

④ 試験科目

1 知識の試験 農用地の集団化に関する事業に係る知識

ア 土地改良法、民法、不動産登記令、戸籍法、農地法その他換地の事務処理に必要な関係法令に関するもの

イ 測量及び土地改良法のうち換地関係規程に関するもの

2 実務の試験 農用地の集団化に関する事業に係る実務

ア 換地計画書作成に関するもの

イ 従前地各筆調書の作成、戸籍簿等調査、代位登記申請書の作成及び測量(求積計算)に関するもの

⑤ 合格者の発表

令和2年12月15日に合格者には農林水産省から本人宛に文書で通知すると共にHP等で公表する予定です。

編集後記

今年度は、新型コロナウイルス蔓延の影響で、あらゆる業務が滞っている状況にあります。農業生産活動への影響も懸念され、土地改良区の運営にも影響が出てくることも心配されます。会員の皆さまにおかれましては、このコロナ禍とは新たな生活スタイルで付き合っていくかざると得ない状況ですが、会員自らの健康に十分留意され日常業務に取り組んで戴きますようお願い申し上げます。